

宇和島地区広域事務組合規則公布第4号

組合長の職務代理に関する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

## 宇和島地区広域事務組合規則第4号

組合長の職務代理に関する規則を次のとおり制定する。

令和3年6月30日

宇和島地区広域事務組合  
組合長 岡原文彰

### 組合長の職務代理に関する規則

(組合長の職務代理者)

第1条 宇和島地区広域事務組合規約(昭和48年愛媛県指令地第264号許可)第10条第4項の規定する副組合長が行う組合長の職務代理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項に規定する組合長に事故があるとき、又は組合長が欠けたときとする。

第2条 副組合長にも事故があるとき、又は副組合長も欠けたときは、参事がその職務を代理する。この場合において参事が2人以上あるときは、年長の者がその職務を代理する。

### 附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。